

第8章 その他事件・事故の発生に伴う対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

1 銃器等の使用等、多数の市民に被害等を及ぼすおそれがある事件

- ア 学校への不審者侵入事件（主たる所管局は教育委員会事務局）
- イ バスジャック事件
民営バス（主たる所管局は総務局）及び市営バス（主たる所管局は交通局）
- ウ 立てこもり事件

2 人的・物的に大きな被害を生じる大規模な事故

大規模な地下工事等に際して、密集市街地若しくは輸送・交通輻輳地域等における施工、又は近接工作物若しくは既設埋設物と錯そうする施工などにおいて事故が発生し、人的・物的に大きな被害を生じる場合（主たる所管局は工事発注区局、該当施設所管区局及び総務局）

第2節 学校への不審者侵入対策

1 横浜市立学校における事前対策

(1) 情報連絡体制の整備

関係区局は、学校施設内における児童生徒の安全確保のために、学校への不審者侵入を防止するための対策を講ずるとともに、不審者侵入発生時の緊急活動のため、あらかじめ関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 調査・研究の取組

関係区局は、学校への不審者侵入を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、国、県及び警察等の関係機関と連携し、予防対策・応急対策に必要な調査資料等の収集及び研究を行う。

(3) 保護者、地域及び関係機関との連携強化

ア 各学校は、スクールゾーン対策協議会や学校運営協議会、まちとともに歩む学校づくり懇話会等の既存の組織を活用して、学校と保護者・地域住民とが学校防犯に関する情報・意見交換を行う場を設け、情報の共有、それぞれの活動の補完・強化を図る。

イ 同校種の学校だけでなく、近隣の異校種の学校や幼稚園、保育所、はまっ子ふれあいスクール等との連携を図るなど、学校間での情報の共有、連携体制を確立する。

(4) 児童生徒への指導及び教員等への研修等の実施

ア 児童生徒への指導

学校においては所轄警察署と連携し、日頃から不審者と遭遇した場合を想定し、児童生徒が自分の安全を確保し、仲間の身を守り、危険から回避するための指導を行う。

イ 教職員等への研修・訓練等の実施

「学校の防犯マニュアル」等に基づき、教職員等の教育・研修等を計画的に実施するとともに、本市又は他都市において不審者侵入事件が発生した場合には、必要に応じて特別研修等を行う。
また、各学校は関係区局・機関の協力の下に防犯のための訓練を行う。

(5) 市民への啓発

関係区局・学校は、市民に対し、学校での児童生徒の安全確保の必要性についての啓発を図る。

(6) 来校者への対応

ア 各学校は、来校者が必ず職員室などの受付場所に立ち寄るよう、その場所と誘導導線を表示した案内板等を通用門の見えやすい位置に設置する。

イ 各学校は、来校者に対しては受付時に来校者証等を配布し、着用協力を求めるとともに、確実に来校者証等を回収するなど、来校者（学校に滞在している人）の把握に努める。

ウ 各学校は、日頃から保護者や地域、学校利用者等に対し、学校で行っている不審者対策について情報を提供し、協力・理解を得る。

(7) 学校施設の安全対策

ア 施設整備

(7) 各学校は、防犯カメラの設置や緊急時校内連絡システムの導入など、児童生徒の安全確保に必要な施設の整備に努める。

(4) 各学校は、門、門扉、塀やフェンス、外灯及び非常ベル等の施設点検を定期的に行うとともに、必要により補修を行う。

イ 施設管理

(7) 各学校は、校種による特質や施設条件、併設施設の状態等の実情に応じた適切な安全管理に努める。特に小学校においては、校門施錠若しくは校舎玄関・昇降口等の施錠管理を行う。校門・校舎とも施錠管理が困難な場合は、教職員による校内巡回等、それを補う管理を行う。

(4) 各学校は、倉庫、用具庫の施錠管理の徹底を図るとともに、校舎内の使用頻度の低い特別教室や会議室等の施錠及び定期的な確認を行う。

ウ 校内の巡回

(7) 教職員は、通常の行動範囲では目の届きにくいところについて、不審者が潜みにくいよう定期的に巡回し、確認する。

(4) 休み時間や昼休みにおいては、教職員は関係する教室やその周辺で児童生徒と過ごす等、意識的に校舎内外に散らばることで巡回機能を兼ねる。

(4) 校内や通用門の開錠から、教職員等による児童生徒の登校見守りまでの、いわゆる空白の時間の解消に努めるとともに、登校後から始業までの時間や早朝、放課後、休日の部活動等の時間帯には、教職員が必要に応じて校内の巡回を行う。

(8) 学校外の巡視体制の確立

通学路において、児童生徒の孤立を防止するため、死角や目の届きにくいところは日頃から確認に努めるほか、必要に応じて学校周辺や通学路等の巡視をPTAや地域の協力を得ながら実施するなど、安全対策に努める。

2 応急対策（不審者侵入時の対応）

(1) 横浜市立学校において発生した場合

ア 児童生徒の安全確保

各学校は、不審者の侵入を覚知した場合は、児童生徒の安全を確保し、情報収集に努める。

不審者が危害を加えるおそれがある場合は、あらかじめ想定する場所に隔離するとともに、校長等は事前に定める役割分担により、児童生徒の避難、侵入者への対応、警察署等関係機関への連絡を行う。

イ 関係機関への通報

不審者の情報を受けた学校は、所轄の警察署、区役所及び教育委員会事務局に速やかに連絡するとともに、学校・警察連絡協議会の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。

ウ 関係機関との連携

教育委員会事務局は、警察署、県等関係機関との連携を図り、児童生徒の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

エ 保護者や地域との連携

各学校は、PTAをはじめ、自治会・町内会、地域住民に児童生徒が安心して学べる環境を整えるために必要な協力について働きかけるとともに、児童生徒の安全確保や正常な教育活動ができるよう助言を得る。

(2) 市内私立学校において発生した場合

ア 市立学校は、近隣の私立学校から不審者侵入等の情報を得た場合は、教育委員会事務局へ連絡するとともに、学校・警察連絡協議会の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。

イ 教育委員会事務局は、私立学校への不審者侵入等の情報を得た場合は、近隣の市立学校及び関係区局に連絡するとともに、必要に応じて、次項の組織体制を設置する。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市学校不審者侵入警戒体制
責 任 者	教育委員会事務局危機管理責任者（総務部長）
事 務 局	教育委員会事務局
関 係 区 局	教育委員会事務局、総務局危機管理室及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	地域や関係機関等から不審者に関する情報を得た場合又は近接市において学校に不審者侵入事件が発生した場合など、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市学校不審者侵入警戒本部	〇〇区学校不審者侵入警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	教育委員会事務局、政策経営局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、区警戒本部長が必要と認める場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合
廃 止 基 準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市学校不審者侵入対策本部	〇〇区学校不審者侵入対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	教育委員会事務局、政策経営局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 区内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

※現地本部：必要に応じ、事件の発生した当該校又は直近の学校等公共施設に設置する。

4 事務分掌

関係局・区	事 務 分 掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総 務 局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（教育委員会事務局の事務を除く。）。
健康福祉局	こころのケア対策に関すること。
医 療 局	医療機関への協力依頼に関すること。

消 防 局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
教育委員会事務局	1 学校不審者侵入防止対策の実施に関すること。 2 学校不審者侵入に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 学校と区役所との連携に関すること（市立学校で発生した場合）。
発 生 区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。 5 区域における避難誘導等に関すること。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。

5 事後対策

(1) 児童生徒及び保護者や地域への状況説明

教育委員会事務局等は、児童生徒及び保護者や地域への状況説明に努めるとともに、必要に応じて保護者等への説明会を開催する。

(2) 児童生徒の保護者への引渡し

教育委員会事務局は、児童生徒の保護者への引渡しについては、必要に応じて保護者会等を開催し、児童生徒へのこころのケア対策や安全対策についての説明を行うとともに、保護者や地域の協力・連携について確認を行う。

(3) こころのケア対策

教育委員会事務局は、学校内の状況を把握し、健康福祉局と連携及び情報共有する。

また、必要に応じて、区役所及び学校に相談窓口を設置して対応する。

(4) 再発防止に向けた点検等

実施した対策の検証を行うとともに、必要に応じて計画、マニュアル等を点検し、反映する。

第3節 バスジャック事件対策

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の整備

関係区局は、平常時から、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 調査・研究の取組

関係区局は、神奈川県バス協会等の関係機関と連携し、想定する事件等の緊急事態に関する調査・研究に努める。

(3) 市営バスにおける警報装置等の整備

交通局は、バスジャック等の事件発生に際し、当該バスから速やかに確実な通報を行わせるため、路線バス全車両に各営業所等への自動通報装置や無線通信機器を整備するとともに、市民等が識別できるよう乗降中表示灯での「SOS」表示や非常点滅表示灯などの警報装置を整備する。また、被害車両の位置情報をリアルタイムで把握するため、GPS位置情報システムを整備する。

(4) 事件等の対応マニュアルの策定

ア 平成12年7月の(公社)日本バス協会のバスジャック統一对応マニュアル等に基づき、各民営バス事業者が実情に則して定めた対策について徹底を図る。

イ 交通局は、事件等の緊急事態に対し、乗客等の安全を図るため、初動体制、情報連絡体制等を具体的に掲載した「横浜市乗合自動車緊急時（バスジャック）対策マニュアル」を作成し、職員に周知する。

2 応急対策

市は、県警察等の指示に従い、乗客及び周辺住民等の安全を図るための措置を実施する。

(1) 緊急事態発生の通報

民営バス事業者及び各区局は、バスジャックの予告又はバスジャック事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、総務局危機管理室に通報する。

市営バスがバスジャックされた場合は、交通局及び総務局は、情報連絡系統図に基づき関係区局、警察、神奈川運輸支局及び報道担当等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

(2) 市警戒体制等の確立

総務局危機管理室危機管理部長は、前記、通報を受けた場合は、関係する民間バス事業者及び関係区局等に通報し、警戒体制を確立するとともに、バスジャック事件の状況等に応じて被害等を最小限に止める体制へ移行する。

(3) 交通局の対策本部の設置

市営バスがバスジャックされた場合は、市本部の交通局組織として、交通局長を本部長とする交通局乗合自動車緊急時対策本部を設置する。

(4) 交通局の初動体制

ア 被害車両における乗務員の行動の基本原則

(ア) バスジャック発生の通報

- (イ) 犯人の要求に対する冷静沈着な行動
- (ロ) 乗客の安全確保の最優先
- (ハ) 安全運行の確保

イ 被害車両以外の乗務員の役割

- (ア) 対向車両や先行車両で非常点滅灯の継続点灯等や異常と思われる路線外運行車両を発見した時は、直ちに営業所へ通報する。
- (イ) バスジャック発生の情報を得た場合、当該現場付近の対向車両や先行車両の乗務員は、その状況をできる限り詳しく営業所に通報する。

ウ 営業所の対応

乗務員等からバスジャック発生の情報を得た時は、当該車両の位置を確認するとともに、直ちに所轄警察署、所轄消防署及び交通局本庁等に通報する。また、状況により緊急車両を出動させるなど事件の状況把握に努める。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

ア 共通

名 称	横浜市バスジャック対策連絡体制
責 任 者	危機管理副統括責任者
事 務 局	総務局危機管理室
関 係 区 局	政策経営局、総務局危機管理室、交通局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 市内で民営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 2 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

イ 市営バスを対象とするバスジャック事件の発生を覚知した場合

交通局は、次の体制をとることとし、市警戒体制と連携して対応する。

名 称	横浜市市営バスジャック警戒連絡体制
責 任 者	交通局危機管理責任者（安全管理部長）
事 務 局	交通局
関 係 区 局	交通局、政策経営局、総務局危機管理室及び責任者が指定する区局

確立基準	1 市営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 2 責任者が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名称	横浜市バスジャック対策警戒本部	〇〇区バスジャック対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局 病院経営本部、道路局、消防局、交通 局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員等及び地 区隊長等
設置基準	1 バスジャックが発生した場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内でバスジャックが発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受け た場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市バスジャック対策本部	〇〇区バスジャック対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局 病院経営本部、道路局、消防局、交通 局及び市警戒本部長が指定する局	区本部長の指定する職員等及び地区隊 長等
設置基準	1 バスジャックが複数発生し、多数 の人的被害が発生した場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から設置の指示を受けた 場合 2 区本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（交通局の事務を除く。）。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約 に関すること。 2 医療機関への協力依頼に関すること。 3 医療救護班の派遣調整に関すること。 4 発生現地における応急医療に関する支援に関すること。
医療局病院 経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
道路局	1 道路管理者等との連絡調整に関すること。 2 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
交通局	【市営バスにおいて発生した場合】 1 バスジャックに関する実務的対策全般に関すること。 2 乗客の身元確認等情報収集に関すること。 3 警察、神奈川運輸支局等関係機関との連絡調整に関すること。 4 当該バス路線に関連する局との連絡調整に関すること。 【民営バスにおいて発生した場合】 1 市営バス営業所等への情報伝達等に関すること。 2 市営バスの安全措置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。

	4 区民への広報に関すること。 5 区域における避難誘導等に関すること。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○所管施設内でバスジャック事件が発生した場合、当該施設の保安に関すること。</p> <p>○特に児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等と連携・調整すること。</p>	

【参考：横浜市域内に営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者（令和4年10月現在）】

名称	本社所在地	連絡先
ヒノデ第一交通 株式会社	保土ヶ谷区東川島町19番16号	—
東急バス 株式会社	東京都目黒区東山3-8-1	03-6412-0109
京浜急行バス 株式会社	西区高島1-2-8	045-264-6895
株式会社 フジエクスプレス	東京都港区芝浦4丁目20番47号	045-622-7555
横浜市（交通局）	中区本町6丁目50番地の10	045-671-3189
神奈川中央交通 株式会社	平塚市八重咲町6番地18号	0463-22-8833
川崎鶴見臨港バス 株式会社	川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号	044-280-3462
株式会社 江ノ電バス	藤沢市片瀬海岸1丁目8番16号	0466-55-1003
相鉄バス 株式会社	西区北幸2丁目9番14号	045-319-2345
大新東 株式会社	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3	03-5784-1201
横浜交通開発 株式会社	港北区新横浜3丁目18番地16新横浜交通ビル7F	045-620-6606
株式会社 共同	戸塚区原宿1-36-7	045-438-9168
天台観光 株式会社	瀬谷区阿久和南4丁目8-318	045-366-6500

※関東運輸局神奈川運輸支局 輸送担当提供（連絡先は法的届出事項外）

第4節 銃器等を使用した立てこもり事件対策

1 事前対策

(1) 区役所

使用施設や連絡方法等、所轄警察署との事前協議

(2) 総務局危機管理室

関係機関・関係区局との連絡調整

2 応急対策

市は、県警察等の指示に従い、周辺住民等の安全を図るための措置を実施する。

(1) 警戒体制、市警戒本部又は対策本部

ア 関係機関・関係区局との連絡体制の確立及び情報収集

イ その他、組織体制の責任者が必要と認める事項

(2) 区警戒本部又は対策本部

警察が周辺住民等の避難措置を実施した場合は、次の対応を図る。

ア 避難場所の確保

区の所管施設、地域防災拠点等

イ 避難が長引く場合の対応

地域防災拠点の防災用備蓄物資を利用する等、避難者への物資の提供

ウ 避難者に対する情報提供等

警察と連携し、事件の推移等住民への情報提供

エ 避難所での取材・報道関係者への対応

避難エリアと取材可能エリアを区別するなど、避難者に配慮する。

オ その他必要と認める事項（住民からの相談対応等）

(3) 施設における職員の行動

- ア 銃器等を使用した立てこもり事件発生時の通報
- イ 利用者の安全確保を最優先する。
- ウ 利用者の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市立てこもり事件対策連絡体制
責任者	危機管理副統括責任者
事務局	総務局危機管理室
関係区局	政策経営局、総務局危機管理室、消防局及び責任者が指定する区局
確立基準	第2部第2章第1節2に定めるとおり
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市立てこもり事件対策警戒本部	〇〇区立てこもり事件対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第2節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市立てこもり事件対策本部	〇〇区立てこもり事件対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること。 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約に関すること。 2 医療機関への協力依頼に関すること。 3 医療救護班の派遣調整に関すること。 4 発生現地における応急医療に関する支援に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。 5 区域における避難誘導等に関すること。

	6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。
	7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○所管施設内で銃器等を使用した立てこもり事件が発生した場合の施設の保安に関すること。</p> <p>○特に児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等と連携・調整すること。</p>	

第5節 大規模地下工事等に伴う対策

1 事前対策

(1) 工事発注区局等

ア 工事発注区局及び地下工事を実施する事業者は、地下工事の施工にあたり、関係法令等（労働安全衛生法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）等その他各機関の内規等）を順守し、必要な安全対策を講じる。

イ 市は、その発注する工事のうち特に公衆災害を引き起こすおそれのあるものを安全管理指定工事に指定する。工事発注区局は、安全管理指定工事を発注する際は、通常の工事管理業務に加えて、工事安全担当員による安全管理計画の審査、工事現場の安全点検等を行う。

(2) 道路管理者

道路管理者は、道路工事又は占用工事に当たり、対策を講じる。

ア 一般的対策として、横浜市道路工事調整連絡協議会による施工時期及び施工方法の調整、同協議会の工事安全対策部会による事故防止講習会、工事施工方法の改善及びガス事業者との協議、地下占用物件の実態把握、占用物件埋設後の維持管理の徹底を実施する。

イ ガス爆発事故対策として、「ガス爆発事故の防止に関する措置について（昭和45年建設省通達）」の基本対策に基づき必要な措置を講じる。道路工事及び道路占用工事の長期計画の策定と調整、共同溝の建設促進、占用物件台帳等の整備、ガス導管の監視、保安確保に係る責任体制の明確化を実施する。

2 応急対策（事故発生時の対応）

事故発生時には、人命を守ることを最優先とし、被害等の拡大防止に努める。

(1) 地下工事等を実施する起業者及び施工者は、事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等に対して的確な通報及び連絡を行うとともに、必要な措置を実施する。

(2) 関係区局長は、事故の発生を覚知したときは、事業所、警察署等の防災関係機関と連携をとり、事故の状況等を調査・把握する。

(3) 関係区局長は、事故が周辺施設及び地域住民等に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認める場合は、必要な応急対策を実施するとともに、情報を集約し、危機管理統括責任者に報告する。